

# 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成 29 年 6 月改訂

男 鹿 市

# 目 次

<b>1. 避難勧告等の発令</b> .....	<b>1</b>
第1 目 的 .....	1
第2 避難情報の発表に関する実施の責任者 .....	1
第3 避難情報の種別 .....	3
第4 避難勧告及び避難指示 .....	4
<b>2. 避難勧告等の判断基準及び情報伝達</b> .....	<b>6</b>
第1 土砂災害(水害)に伴う避難勧告等の発令判断基準 .....	6
第2 津波に伴う避難勧告等の発令判断基準 .....	8
第3 高潮に伴う避難勧告等の発令判断基準 .....	10

# 1. 避難勧告等の発令

男鹿市地域防災計画 一般災害対策編 第3章 第9節 避難対策活動より抜粋

## 第1 目 的

各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民、観光客、滞在者などを安全な地域、施設に収容、保護するため、避難の準備情報、勧告、指示を適時的確に実施して、人的被害の軽減を図る。

## 第2 避難情報の発表に関する実施の責任者

(1) 避難情報の発表に関する実施の責任者とその要件は、次のとおりである。

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
市 長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき	災対法60条
警 察 官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災対法61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合	警職法4条
海上保安官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災対法61条
知 事	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災対法60条
自 衛 官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合	自衛隊法94条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者(市長)	洪水高潮	洪水又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法22条

知事又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりによる著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法25条
---------------	------	-----------------------------	-------------

(2) 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
市 長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	災対法63条
警 察 官	災害全般	同上的場合においても、市長もしくはその委任を受けた市吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法63条
海上保安官	災害全般	同上的場合においても、市長もしくはその委任を受けた市吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上的場合においても、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災対法63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法28条 消防法36条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属するもの	洪 水 高 潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法14条

### 第3 避難情報の種別

#### (1) 種別

避難準備・ 高齢者等避難 開始	避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、災害時要援護者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。 この時点で、災害時要援護者は、家族又は介護者などと共に避難を開始する。
避難勧告	災害が発生し、かつ拡大の予想を判断したとき、当該被災地域又は被災するおそれのある区域の住民や滞在者等に対し、避難場所又は避難所（公共施設等）への避難を促すために通知する。 (例)・市長が避難勧告を必要と判断したとき。
避難指示 (緊急)	被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示（緊急）」に切り替えて通知する。 (例)・津波に関する注意報、警報が発表されたとき。 ・市長が避難指示（緊急）を必要と判断したとき。
避難解除	避難の必要がなくなったとき、避難の解除を通知する。

#### (2) 避難の区分

##### 1) 住民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがある場合は住民自らの判断で避難するものとし、特に災害時要援護者や女性は、早期に親戚、知人宅、避難所等安全な区域に避難させる。

##### 2) 避難準備・高齢者等避難開始による避難

市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、避難勧告又は避難指示（緊急）の決定等に先立ち、災害時要援護者の迅速かつ安全な避難を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始を発表し、家族や介護者、医療機関、自主防災組織等が連携し避難所等に収容する。

##### 3) 避難勧告、避難指示（緊急）による避難

市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難の勧告又は避難指示（緊急）を行い、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立ち退きを促す。

## 第4 避難勧告及び避難指示(緊急)

### (1) 避難勧告、避難指示(緊急)の基準

- ① 災害に関する警報が発表され、避難を要すると診断されたとき。
- ② 火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- ③ 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ④ 河川の上流地域で水害が発生し、下流地域に危険があるとき。
- ⑤ がけ崩れ等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に危険が認められるとき。
- ⑥ 危険物等の施設に被害が発生し、避難を要すると判断されたとき。
- ⑦ 有毒ガス等が流出拡大し、又はそのおそれがあり、避難を要すると判断されたとき。
- ⑧ その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要があると認められたとき。

### (2) 避難勧告、避難指示(緊急)の伝達方法

避難勧告、避難指示(緊急)の伝達は、災害対策本部の広報活動によるが、事態に即応し直ちに避難の対象地区住民に周知させる。伝達の方法は次のとおりとする。

- ① 防災行政無線による伝達
- ② 信号(サイレン、警鐘等)による伝達
- ③ 電話による伝達
- ④ 広報車(市、消防機関、警察等)による伝達
- ⑤ 伝達員(拡声器等による連呼、個別訪問等)による伝達
- ⑥ 報道機関等への要請による伝達

### (3) 避難勧告、避難指示(緊急)の伝達内容

避難勧告及び避難指示(緊急)を行う場合は、次の内容を明らかにするものとする。

- ① 避難の対象地域
- ② 避難勧告・避難指示(緊急)の理由
- ③ 避難勧告・避難指示(緊急)の期間
- ④ 避難先(避難場所又は避難所)
- ⑤ 避難経路(わかりやすく)
- ⑥ 注意事項
  - ア 避難後の戸締り
  - イ 携帯品は限られた必要最小限のもの(貴重品以外の荷物は持ち出さない)とする。

- ウ 服装はできるだけ軽装とするが、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等を着用し、雨合羽又は外套等暴雨、防寒衣を携行するものとする。
- エ 住民票(住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの)を携行する。
- オ 二食程度の食糧、水、手拭、チリ紙、最小限の着替え、肌着、証明用具等を携行すること。

## 2. 避難勧告等の判断基準及び情報伝達

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令には次の判断基準を参考に、気象情報、土砂災害警戒情報、現地からの報告等を総合的に判断し、市長の判断にて発令するものとする。

### 第1 土砂災害(水害)に伴う避難勧告等の発令判断基準

#### (1) 避難勧告等発令判断基準

##### 1) 避難準備・高齢者等避難開始

###### ① 雨量情報

区分	前日までの連続降雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続降雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がなかった場合
第2警戒	当日の日雨量が50mmを越え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、時間雨量は30mm程度の強雨が降り始めたとき

###### ② 大雨警報(土砂災害)が発表された時

##### 2) 避難勧告発令判断基準(避難準備・高齢者等避難開始発令判断基準を含む)

- ① 現地において予兆減少(地面にひび割れができる、沢や井戸の水が濁る、斜面から水が噴出する、がけからの湧き水が濁る)が発見された時
- ② 現地において、床下床上浸水の恐れがあると認められる時
- ③ 土砂災害警戒情報が発表された時

##### 3) 避難指示(緊急)発令判断基準(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告発令判断基準を含む)

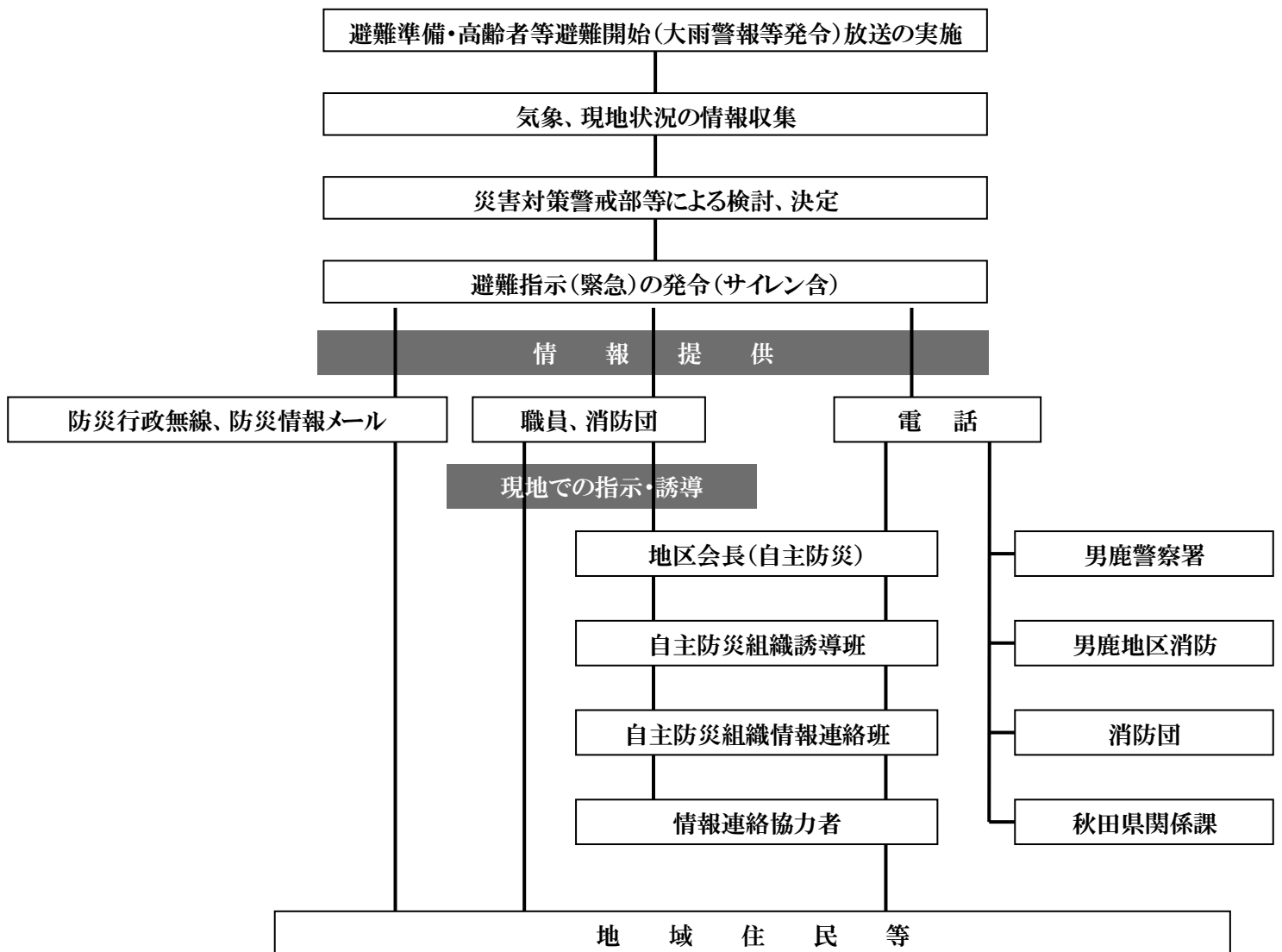
- ① 現地において予兆現象(がけに亀裂が入る、小石が転がり落ちてくる、地鳴りや木立の裂ける音や石のぶつかりあう音が聞こえてくる、雨が降り続けているのに川の水位が下がる、川の水が濁ったり流木が混ざりはじめる、溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない、溪流付近の斜面崩壊)が発見されたとき。
- ② 現地において、床上浸水し、命に危険が及ぶと認められる時
- ③ 土砂災害警戒情報が発表された時
- ④ 現地において、土砂移動、土砂災害が発生した時



(2) 避難勧告等の伝達方法

- 1) 男鹿市防災行政無線、戸別受信機、防災情報メールで警戒避難の放送、情報を流します。
- 2) 警戒避難の連絡は、町内会(自主防災組織)会長や地区消防団員、関係機関及び情報連絡協力者にも電話等で連絡を行います。
- 3) 警戒避難の連絡は職員、地区消防団員を派遣し、避難すべき方向や避難先の指示伝達を行います。

【避難勧告等情報伝達体系図】



## 第2 津波に伴う避難勧告等の発令判断基準

### (1) 避難勧告等発令判断基準

津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要となることから、「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみを発令するものとする。

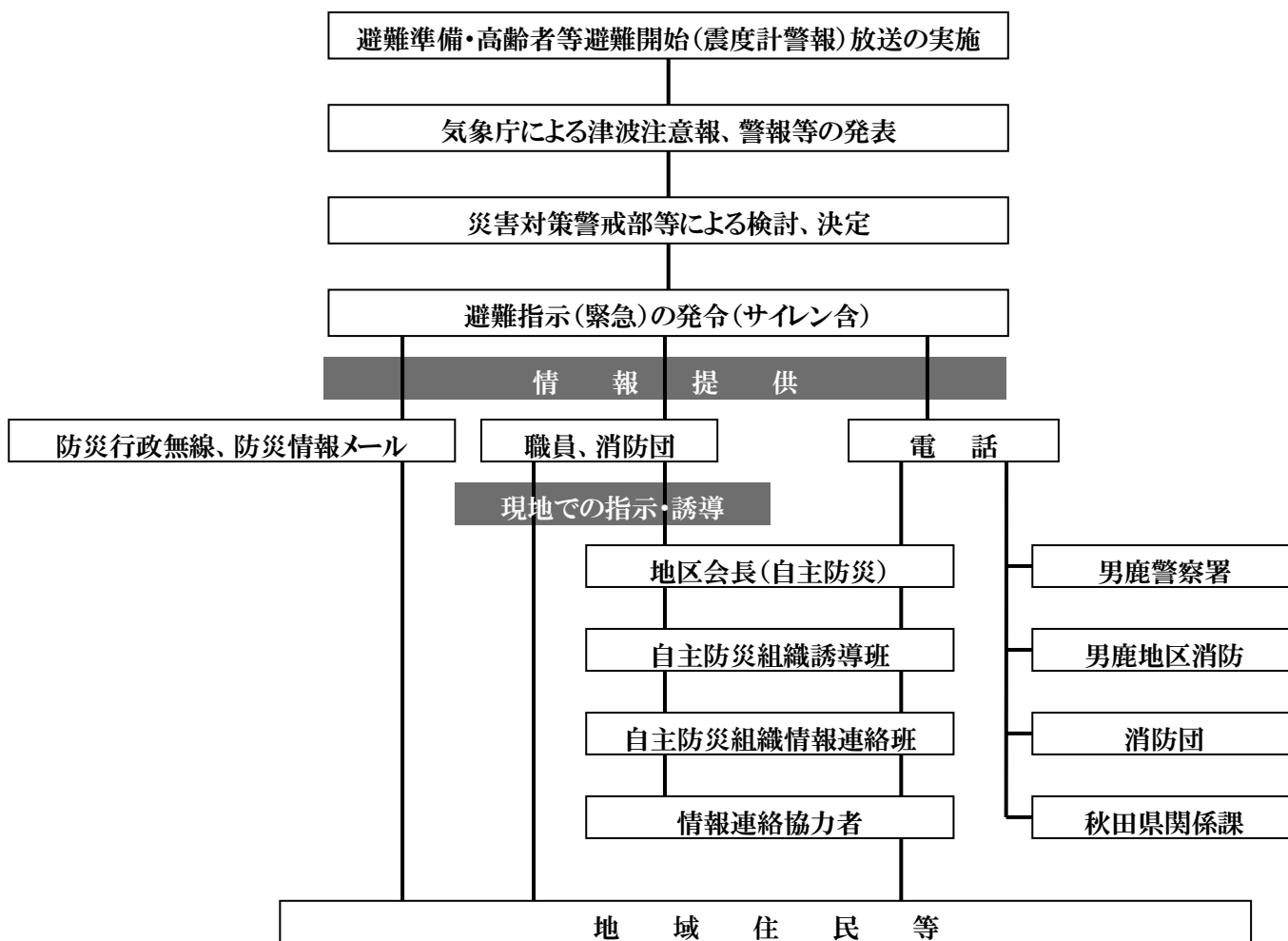
#### 1) 避難指示(緊急)

- ① 津波に関する注意報及び警報が発表されたとき。
- ② 市長が避難指示(緊急)を必要と判断したとき。

### (2) 避難勧告等の伝達方法

- 1) 男鹿市防災行政無線、戸別受信機、防災情報メールで警戒避難の放送、情報を流します。
- 2) 警戒避難の連絡は、町内会(自主防災組織)会長や地区消防団員、関係機関及び情報連絡協力者にも電話等で連絡を行います。
- 3) 警戒避難の連絡は職員、地区消防団員を派遣し、避難すべき方向や避難先の指示伝達を行います。

【避難勧告等情報伝達体系図】



### 第3 高潮に伴う避難勧告等の発令判断基準

避難勧告等は、以下の基準を参考とし、今後の気象予想や職員等による海岸巡視等からの報告を含め総合的に判断し発令する。

#### (1) 高潮災害避難勧告等の発令判断基準

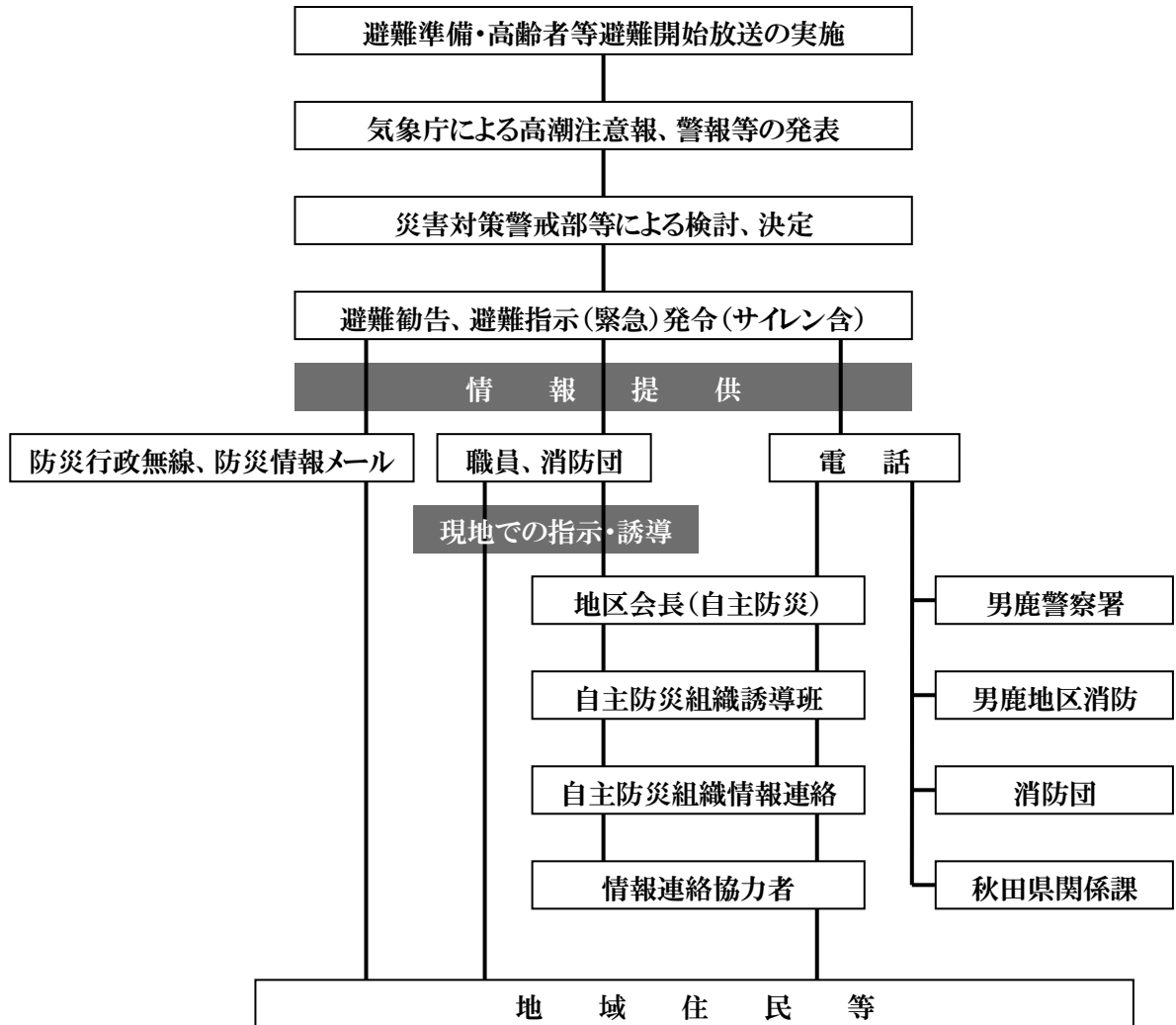
区分	高潮情報等による基準	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	① 台風等による海面の異常上昇により被害があると予想される場合。 ② 高潮注意報が発表された場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)。</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始。</li> </ul>
避難勧告	① 台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起これると予想される場合。 ② 高潮警報が発表された場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所への避難行動を開始。</li> </ul>
避難指示(緊急)	① 台風等による海面の異常上昇により重大な災害が切迫している場合。 ② 高潮警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。</li> <li>未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の※行動をとる。</li> </ul>

※自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は指定された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況に応じて自宅や近隣の2階などに避難すること等。

#### (2) 避難勧告等の伝達方法

- 1) 男鹿市防災行政無線、戸別受信機、防災情報メールで警戒避難の放送、情報を流します。
- 2) 警戒避難の連絡は、町内会(自主防災組織)会長や地区消防団員、関係機関及び情報連絡協力者にも電話等で連絡を行います。
- 3) 警戒避難の連絡は職員、地区消防団員を派遣し、避難すべき方向や避難先の指示伝達を行います。

【避難勧告等情報伝達体系図】



---

## 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

---

発行 平成 23 年 4 月  
改訂 平成 26 年 4 月（高潮に伴う発令判断基準追加）  
平成 29 年 6 月（避難情報の名称変更）

発行 男鹿市 総務企画部 総務課 危機管理室

---